

(仮称)新県民会館条例(案)に関するパブリックコメントと県の回答について

1. 意見募集期間

令和7年11月26日から令和7年12月25日まで

2. 意見の件数

8人から計26件

3. 意見の概要と県の回答

なお、同一の趣旨のご意見については整理・集約し、回答します。

No.	意見の概要	回答
1	名称に関するご意見  条例名(施設名)は複合施設と分かれる名称が良いのではないか。	本施設の名称案は「宮城県立劇場」としました。この名称案には、本施設が様々な文化芸術と社会公益活動が集い、あらゆる人々が出会い、交流・協働し、新たな価値が創造され、共感が生まれる舞台となるようにとの思いを「劇場」という言葉に込めつつ、宮城県の拠点施設であることが簡潔に伝わり、重厚感がある洗練された併まいの外観イメージにも合致し、時代や流行に左右されない普遍的な名称であり、かつ、今後ネーミングライツも予定していることから、シンプルで分かりやすさを重視し選定しました。
2	現在の正式名称である「宮城県民間非営利活動プラザ」は、「みやぎNPOプラザ」に変更するということか。「みやぎNPOプラザ」の方が馴染みがあるので良いと思う。	「みやぎNPOプラザ」は、現在の宮城県民間非営利活動プラザの愛称として長年親しまれてきており、NPO活動の拠点施設として、広く県民の皆様に浸透していることから、今回の施設複合化を機に新施設においては正式名称とする考えです。
3	現在の正式名称である「宮城県民間非営利活動プラザ」は、「みやぎNPOプラザ」に変更するということか。「非営利」にはNPO以外も含まれるので、補足や説明がなされることを期待する。	「みやぎNPOプラザ」は、現在の宮城県民間非営利活動プラザの愛称として長年親しまれてきており、NPO活動の拠点施設として、広く県民の皆様に浸透していることから、今回の施設複合化を機に新施設においては正式名称とする考えです。 NPOプラザが、非営利で自発的に行う社会的・公益的な市民活動を総合的に支援するための施設として定着するよう運営に努めてまいります。
4	ネーミングライツ導入にあたり、県民の愛着や公共性を損なわない名称のあり方や、地域貢献度の高い県内企業を優先する選定基準等を検討すべきである。 また、命名権の対象が「新県民会館」のみか「複合施設全体」か、対象範囲を明確化してほしい。 さらに、公募で名称を決定すると、県民が文化行政に触れるきっかけづくりにもなるのではないか。	本施設は、県民の皆様の文化活動やNPO活動の拠点となる公共空間であり、その名称が親しみやすく、愛着を持てるものであることは非常に重要であると認識しております。 ネーミングライツの導入にあたっては、施設の設置目的や公共性を踏まえ、企業名とあわせて「劇場」等の名称を付与することや、県民の皆様に広く受け入れられる名称案を募集要項等において求めていくなど、慎重に制度設計を行ってまいります。また、地域経済への貢献や県内企業への配慮につきましても、公平性を確保しつつ検討してまいります。
5	ネーミングライツの募集を検討するとあるが、複合施設と分かれる名称にしてほしい。	命名権の対象範囲については複合施設全体とする想定ですが、名称の決定手法についても、複合施設としての特性を最大限に活かせるよう、いただいたご意見を参考にしながら検討してまいります。
6	条例文の表現に関するご意見  第4条に規定されている「連携した運営」の視点を、第2条(設置目的)にも反映させるべきではないか。複合施設として一体的に設置する目的を強調することで、本施設が目指す社会の実現に寄与する姿勢をより明確に示せるのではないか。	第2条におきましては、文化芸術の振興と民間非営利活動の促進という、本施設が持つ二つの重要な機能を融合させ、その相乗効果により「活気あふれる社会の実現に寄与すること」を設置目的として掲げております。本条文の末尾に「複合施設を設置する」と明記しているのは、個別の施設が独立して存在するのではなく、一つの目的のもとに一体となって機能することを意図したものであります。 ご意見いただいたように、「連携した運営」の視点は第4条第2項に規定しているほか、複合施設として二つの機能が連携・融合し事業展開を行うことで、活気あふれる社会の実現に向けて運営してまいります。
7	第4条第2項にある「有機的な運営」という言葉が抽象的でイメージが湧きづらく、具体的な表現を用いた方が良いのではないか。	条例上の「有機的な運営」という言葉は、将来にわたる多様な連携の可能性を制限しないよう、包括的な表現として用いています。 具体的なイメージとしては、例えば「文化活動を行う団体」と「社会貢献を行うNPO」が交流し、地域課題の解決に取り組むような、施設の一体的な活用を意図しています。実際の運営にあたっては、県民の皆様にとって分かりやすい事業展開を行い、本条例の趣旨を具体化してまいります。
8	管理運営計画のコンセプト「広げる」や、「新県民会館を原動力とした活動の波及イメージ」が、条文案の業務規定(第7条)においてどのように反映され、具体化されるのか。	「新県民会館を原動力とした活動の波及イメージ」は、第2条に掲げた「活気あふれる社会の実現に寄与する」という本施設の究極的な目的そのものを表しています。この目的を達成するための具体的な業務として、第7条第5号に「地域の活性化」を規定しており、文化芸術の枠を超えて他分野へ活動を波及させ、地域社会に活力を生み出すという「広げる」のコンセプトを担う重要な項目と位置づけております。管理運営計画に描かれた「波及イメージ」については、本条項に基づき実施される個別の事業や、関係部局・団体との連携を通じて実効性を持たせていく考えです。

No.	意見の概要	回答
9	指定管理に関するご意見  県民会館とNPOプラザでは専門分野が異なることから、指定管理者選定委員会の構成や選定作業の進め方において、それぞれの専門性をどのように確保し、適切に審査を行うのか。	新県民会館及びNPOプラザの運営に当たっては、それぞれ専門的な知見や技術を有する必要があるため、各分野に精通した組織を選定しなければならないと考えております。 なお、複合施設として両施設が連携・融合し、一体となって運営していくためには、各施設の選定委員会においてもう一方の施設について理解している委員が必要と考えていますので、委員の選定においても、慎重に検討してまいります。
10	みやぎNPOプラザの指定管理者の資格について、現行条例と同様に民間非営利団体とする旨を規定すること。また、選定にあたっては、効率性や金額のみを優先せず、市民活動支援の目的や公共性を深く理解した団体を評価する仕組みをしていただきたい。	NPOプラザにおいては、ご意見のとおり、NPOの活動に対する知見と現場理解を有したNPO等による運営が望ましいと考えております。 指定管理者の具体的な要件や評価基準等については、こうした点を十分踏まえつつ、今後、募集要項等において詳細に定め公表し、選定を進めてまいります。
11	みやぎNPOプラザが県内全域の活動を促進する中核拠点としての役割を果たせるよう、地域支援施設や中間支援組織等とのネットワーク強化・連携を図ることが可能な運営体制を構築すること。また、指定管理者の選定においても、これらの連携・協働を推進する能力を十分に考慮すること。	ご意見のとおり、NPOプラザの運営者には、NPOの活動に対する知見と現場理解に加えて、中核機能拠点として、県内のNPO支援施設等とのネットワーク強化や多様な主体との連携・協働を促進することが可能な組織体制が必要であると考えております。 指定管理者の具体的な要件や評価基準等については、こうした点を十分踏まえつつ、今後、募集要項等において詳細に定め公表し、選定を進めてまいります。
12	料金に関するご意見  劇場施設の使用料について、曜日の区分が「平日」と「土曜日・日曜日・休日」とで区分されているが、平日の定義が不明確ではないか。第24条「開館時間」の区分とは異なることから、土曜日が平日に含まれると誤解を生まないか。	ご指摘の点について、混乱を招かないよう、利用者への周知方法について検討してまいります。
13	「交流ひろば」及び「芝生ひろば」の使用料において、面積が規定されていない。 また、芝生ひろばの日没後・夜間利用・日を跨いだ連続使用等の利用者・入場者の安全対策を含めた対応を検討すべき。	「交流ひろば」については「1m <sup>2</sup> 1時間当たり6円」、「芝生ひろば」については「1m <sup>2</sup> 1時間当たり1円」と修正しました。 また、交流ひろばや芝生ひろばの使用に当たっては、貸出エリアを予め数パターン設定することで、他の利用者との混雑予防や安全対策を図ってまいります。 日没後、夜間及び日を跨いだ使用についても今後詳細なルールを検討し、利用しやすく安全な施設運営を目指します。
14	NPOは駐車場料金を減免してほしい。	複合施設は、あらゆる人々が利用する施設であることから、駐車場使用料の減免については、公平性・公正性を踏まえながら今後検討してまいります。
15	NPOの資金的な課題を踏まえ、NPOプラザの付帯設備(ロッカーアー等)の利用料金を、活動を支援する観點から安価に設定していただきたい。 また、NPO等の公益活動団体が県民会館の施設を利用する際、活動の継続性を確保するための利用料減免措置を設けていただきたい。	NPOプラザの設備、器具等については、今後、規則で内容や使用料を定めることとしておりますので、利用者の皆様の負担感も十分考慮の上、検討してまいります。 また、複合施設は、あらゆる人々が利用する施設であることから、複合施設の施設や駐車場使用料の減免については、公平性・公正性を踏まえながら今後検討してまいります。
16	施設の運用に関するご意見  現NPOプラザと比較して会議室が減少するので、事務室を会議室に変更して時間貸しにできないか。	NPOプラザには、定員50名程度の会議室を整備し、2分の1区画での利用も可能とするほか、小規模の打合せやオンライン会議等に対応できる定員4名程度の多目的室2室を整備します。現在のNPOプラザの会議室数からは減少しますが、フリースペースの交流サロンや新県民会館に整備する会議室等を活用していただくことにより、利用者のニーズに応じた多様なNPOの活動に対応してまいりたいと考えております。 また、NPOの活動拠点として利用していただく事務室については、現在のNPOプラザの利用状況を踏まえ、約4m <sup>2</sup> から約25m <sup>2</sup> までの大小9室を整備し、会議室等と区分してプライバシーやセキュリティを確保することとしております。
17	オープンな交流室で一般利用者とNPOの利用をどう区別するのか。 仙台以外の遠方のNPOの利用シーンをどう考えているのか。	NPOプラザの交流サロンは、NPOの活動等に関する情報収集・発信、打合せや交流の場としての利用を想定しており、1階の交流ひろばからつながるオープンスペースとなっています。利用される方々に賑わいを感じていただきながらも落ち着いて作業等ができるよう、配置や利用方法等を検討してまいります。 また、NPOプラザから遠方で活動しているNPOをはじめ、来館が困難な方々に対しても、オンラインでの相談やイベントの開催、NPOの総合情報サイト「みやぎNPO情報ネット」を利用した情報収集・発信等により、NPOの活動を促進してまいります。さらに、NPOプラザが有するノウハウやネットワーク機能を活用し、県内各地のNPO支援施設等と連携して、講座やイベントの機会を提供し、NPOの活動の理解と参画機会の創出を図ってまいりたいと考えております。
18	屋外施設(芝生ひろば)における、ピクニック等の日常的な利用と、許可・使用料が必要となる「使用」の定義および区分の明確化について。	芝生ひろばは、県民の皆様に広くご利用いただきたいと考えています。ご意見にありますご家族でのピクニック利用から、キッチンカー・商業イベントでの利用まで様々な用途に対応しながら、主に商業利用と考えられる場合に使用許可と使用料(利用料)が必要となるルールを整備してまいります。
19	その他のご意見  旧優生保護法による人権侵害の歴史を風化させないため、本施設内に、宮城県における同法の執行過程や関連資料を展示・保存するアーカイブコーナーを設置していただきたい。	ご意見を参考にアーカイブの資料を今後検討してまいります。